

生活交通確保維持改善計画（案）
 （地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

（策定年月日）令和 3 年 6 月 日
 （協議会名称）東郷町地域公共交通協議会
 会長 松 本 幸 正

生活交通確保維持改善計画の名称
東郷町地域生活交通確保維持改善計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>(1) 目的</p> <p>全国的に少子高齢化が進んでいることから、本町においても運転免許証の返納者は増加することが予想されるが、本町には鉄道駅がなく、自動車交通に依存する交通特性となっている。</p> <p>このような中、本町では、東郷中央土地区画整理事業を核とするまちづくり「セントラル開発」において、まちに不足する大型商業施設や本町の交通結節点となるバスターミナルを整備することで、町民が歩いて暮らせるコンパクトシティを目指したまちづくりを進めている。このことから、本町では、令和 3 年 4 月に本町のコミュニティバスであるじゅんかい君の路線再編を行い、全路線、バスターミナルを発着点とした。これにより、南西コースにおいては、公共交通機関を利用して町北東部及び近隣市の鉄道駅にアクセスすることが可能となった。</p> <p>本計画は、町南西部の町民の公共交通における移動を円滑にするとともに外出機会の創出を図ることを目的とする。</p>
<p>(2) 必要性</p> <p>南西コースは、町南西部の町民の通院や買い物等、生活する上で必要不可欠な移動を確保するために運行する路線である。</p> <p>町南西部においても基幹バスは運行しているが、主要道路での運行となっており、それのみでは町南西部全域を網羅できない。そのため、基幹バスやじゅんかい君等が乗入れるバスターミナルでの乗り継ぎを円滑にし、町南西部の町民の公共交通における移動を円滑にするとともに外出機会の創出を図るためには、当該事業を維持することが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
<p>(1) 事業の目標</p> <p>東郷町地域公共交通計画では、令和 8 年度のじゅんかい君全路線の利用者数の目標値を 150,000 人/年（令和 2 年度（2020 年 4 月から 2021 年</p>

<p>3月まで) 現況値139,474人/年)としている。そのうち、じゅんかい君西コースの令和2年度の現況値が22,115人/年のため、全路線の目標値を各路線及び年度毎に按分した以下の数値を目標とした。</p> <p>令和4年度目標 目標利用者 22,675人 令和5年度目標 目標利用者 22,955人 令和6年度目標 目標利用者 23,235人 (東郷町地域公共交通計画 56頁参照)</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>じゅんかい君南西コースを運行・維持し、地域間幹線系統であるじゅんかい君北コースに接続するとともに、ららぽーと愛知東郷に近接するバスターミナルを発着点とすることで、町南西部の住民の町内外のアクセス利便性の向上を図ることができる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・バス利用の動向や各種ニーズ結果に基づく路線の見直しを必要に応じて適宜実施(住民、東郷町地域公共交通会議、交通事業者)。 ・転入者における公共交通情報の提供(東郷町) ・周辺市コミュニティバスとの連携(東郷町地域公共交通会議、交通事業者) ・出前講座(バスの乗り方教室等)の開催(東郷町地域公共交通会議、住民、交通事業者) ・町ホームページにおける情報の充実(東郷町) ・町広報誌を通じた利用促進(東郷町) ・こどもエコぱんぱくにおけるコミュニティバスの啓発(東郷町、住民)
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付 なお、運行事業者については、公募型プロポーザル方式により決定した(運行期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日まで)。 また、表1の他、時刻表(資料1)、路線図(資料2)、地域間幹線との接続地点(資料3)を添付</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>東郷町から運行事業者への負担金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>瀬戸自動車運送株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続に係る利用状況等の継続的な測定方法</p>
<p>毎日の利用状況を継続的に測定し、データとして保管。</p>

8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
地域内フィーダー系統計画のため該当なし。
9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
地域内フィーダー系統計画のため該当なし。
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他の特記事項【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
地域内フィーダー系統計画のため該当なし。
11. 外客来訪促進計画との整合性
該当なし。
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【 <u>地域内フィーダー系統のみ</u> 】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付 表5の他、人口集中地区以外の地区の分かる資料（資料5）
13. 車両の取得に係る目的・必要性【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
該当なし。
(2) 事業の効果
該当なし。
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし。
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）・ <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし。

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし。
(2) 事業の効果
該当なし。
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
20. 協議会の開催状況と主な議論
(1) 令和2年4月から5月まで（第1回） ※新型コロナウイルス感染防止のため書面審議 ア 令和元・2年度 東郷町地域公共交通に関する事業内容について協議 イ 令和元・2年度 東郷町地域公共交通に関する予算決算について協議 ウ 東郷町巡回バス再編について協議 (2) 令和2年6月15日（第2回） ア 生活交通確保維持改善計画（案）について協議 イ デマンド型交通の実証実験について協議 (3) 令和2年8月27日（第3回） ア 令和2年度歳入歳出予算の補正について協議 イ 東郷町巡回バス再編について協議 ウ デマンド型交通の実証実験について協議 (4) 令和2年12月16日（第4回） ア 東郷町巡回バス再編について協議 イ 地域公共交通網形成計画見直し業務について協議 ウ 令和2年度地域公共交通確保維持改善に係る事業評価について協議 (5) 令和3年1月21日（第5回） ア 地域公共交通網形成計画見直し業務について協議 イ 東郷町巡回バス再編について協議 (6) 令和3年3月15日（第6回） ア 地域公共交通網形成計画見直し業務について協議 イ 令和3年度東郷町地域公共交通計画に関する事業計画について協議 ウ 令和3年度東郷町地域公共交通会議予算について協議 エ 令和2年度地域公共交通確保維持改善にかかる事業評価について協議 (7) 令和3年6月21日（第1回） ア 令和2年度事業報告及び歳入歳出決算報告について協議 イ 生活交通確保維持改善計画（案）について協議
21. 利用者等の意見の反映状況

例年、地域公共交通会議にて協議会メンバーの構成員である町民又は利用者の代表の方々から利用者視点での意見を収集し、本計画へ反映している。

平成25年11月に利用者アンケート、平成26年12月には町民アンケートを実施し、過去のアンケートの評価と比較したところ、平成24年度の巡回バス再編後は、概ね過去以上の運営評価を得ていることが分かった。しかし、引き続きダイヤ及び便数の見直し等を求める意見が多く、依然、本町の重要な課題であることが把握できた。本課題の反映に加え、現在進行している東郷町セントラル開発地区の開発及び近隣市とのアクセスと連動した公共交通ネットワーク形成を図るため、平成28年4月に東郷町地域公共交通網形成計画を策定した。平成29年10月からは網形成計画に基づき巡回バスを4条運行に移行した。同年11月に巡回バス等実態調査を実施し、次期再編に向けての課題を整理し、平成30年3月に実態調査の報告書として取りまとめた。

巡回バス等実態調査では、バスの便数や鉄道駅、バス停での乗り継ぎに対して満足していない意見の割合が高く、改善を求める声が多く寄せられた。平成30年度においては、このような本町の現状に対応した新たな公共交通ネットワークを構築するため、網形成計画の目標である「公共交通が暮らしになじみ気軽に出かけたくなるまち」の実現に向け、再編案を作成し、平成31年3月に報告書として取りまとめた。

この再編案を具体化し、路線案を令和元年10月に地域公共交通会議、11月にタウンミーティングで町民に提示し、意見をいただき反映。反映後の路線案について、令和2年4月の地域公共交通会議で審議した。

令和2年度においては、東郷町地域公共交通計画を策定し、本計画の交通将来像である「公共交通が暮らしとともにある 安心して住み続けられるまち」を目指してバスターミナルを発着点とした再編路線を令和3年4月から運行開始した。この再編に伴い、町民の皆様からいただいたご意見をもとに、利便性向上のため、令和3年10月1日より北コース及び南西コースのダイヤの一部修正を予定している。

22. 協議会メンバーの構成員

町民又は利用者の代表	諸輪地区代表、祐福寺地区代表、白土地区代表、和合ヶ丘地区代表、御岳地区代表
学識経験を有する者	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科教授
一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者	名鉄バス(株)運輸本部運行部運行課長 公益社団法人愛知県バス協会専務理事 瀬戸自動車運送(株)取締役
一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者	名古屋タクシー協会専務理事
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者	愛知県交通運輸産業労働組合協議会幹事
国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官

愛知県の関係行政機関の職員	愛知県都市・交通局交通対策課担当課長 愛知県尾張建設事務所維持管理課長 愛知県愛知警察署警部
東郷町長又は東郷町職員	東郷町福祉部長 東郷町都市建設部長
関係市区町村	日進市生活安全部防災交通課移動政策室長 みよし市政策推進部次長兼企画政策課長 豊明市行政経営部企画政策課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県愛知郡東郷町大字春木字
羽根穴1番地

(所 属) 東郷町 企画部
未来プロジェクト課

(氏 名) 富田・青木

(電 話) 0561-56-0763

(e-mail) tgo-mirai@town.aichi-togo.lg.jp